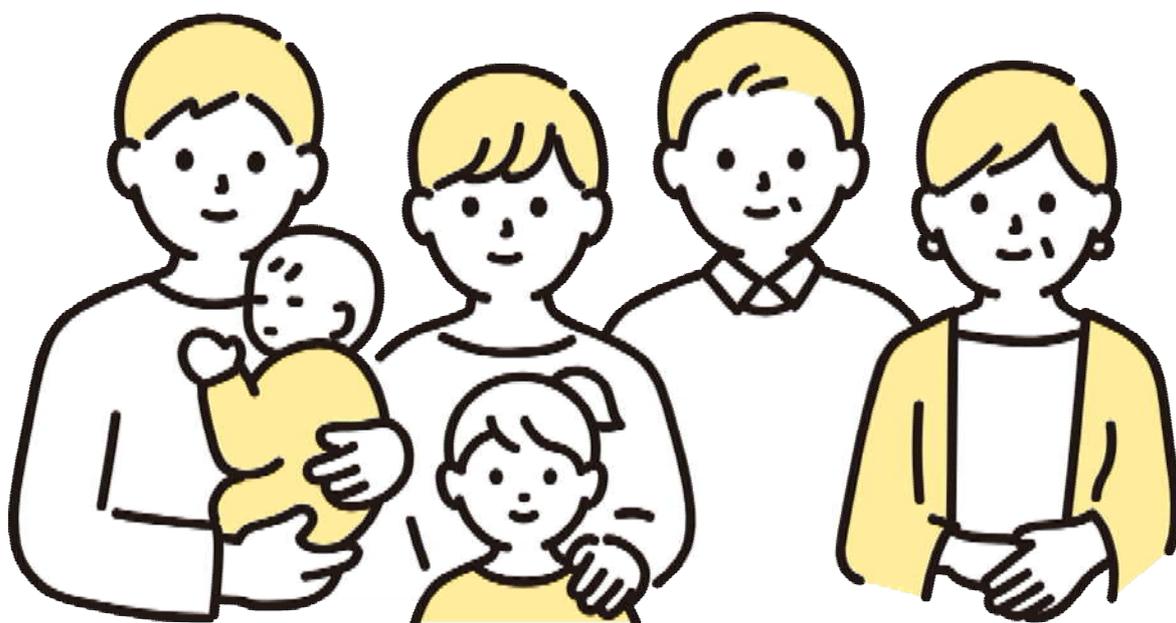


自治会活動・運営
お役立ちマニュアル



令和8年3月

江別市自治会連絡協議会・江別市

はじめに

平成 26 年度に「自治会活動・運営お役立ちマニュアル vol.1」を発行してから約 10 年、社会環境は大きく変わり、特に、北海道胆振東部地震（平成 30 年）や新型コロナウイルス感染症は、非常時の地域支え合いの大切さを改めて考えるきっかけとなりました。

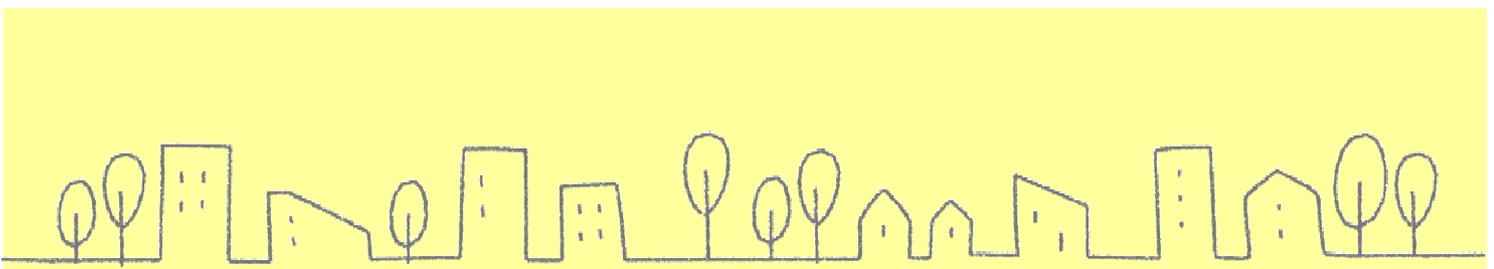
一方で、リモートワークやオンラインコミュニケーションの広がりにより、隣近所との交流が減少し、地域のつながりの希薄化が課題となっています。このような中、各自治会においては、そのあり方や活動の工夫について悩み、試行錯誤を続けています。

自治会は日常生活を支える重要な組織であり、非常時における迅速な対応の土台となります。災害や感染症はいつ起こるか分かりませんが、普段からの地域連携と助け合いが不可欠です。

江別市では、自治会が誕生する前、自治会の前身ともいえる「市政区」という住民組織がありました。市政区は市行政の伝達や住民の転入出証明、広報配付などを担っていましたが、高度経済成長期の急速な都市化による問題をきっかけに、住民参加の自主活動組織へと発展しました。昭和 40 年に 4 自治会が誕生し、翌年には 16 自治会が加わり計 20 自治会に。昭和 41 年 12 月には「江別市自治会連絡協議会」（自連協）が結成され、地域活動の連携を推進しました。

自連協や各自治会においては、先輩方が築いた歴史や思いを引き継ぎながら、高齢化や情報技術の進展、多様化する住民ニーズへの対応、防災・福祉・環境保全など地域課題に多面的に取り組んでいかななくてはなりません。さらにオンラインツールの活用も進み、対面とデジタル双方のコミュニケーションによって地域の絆を深める必要もあります。

このマニュアルには、自治会活動の加入促進や先進的な事例、運営の工夫が掲載されていますので、ぜひ参考にさせていただき、みなさまの自治会運営に役立てていただければ幸いです。



目次

加入促進

- 1 自治会加入促進 . . . 1
 - 未加入者が自治会に加入しない理由
 - 未加入者へのアプローチの方法
- 2 加入促進の進め方 . . . 2
 - 住居タイプ別アプローチ方法（戸建・アパートマンション・学生）
 - 訪問の準備編
 - 訪問をしましょう・訪問にあたっての注意事項
 - 訪問時の質問想定・解答例
 - 加入チラシ（申込票）の作成ひながた・不在票

個人情報

- 1 自治会の個人情報 . . . 9
 - 自治会における個人情報とは
- 2 個人情報取扱 . . . 10
 - 自治会としての管理体制（保管・利用・廃棄）
 - Q & A

活動事例紹介

- 「自治会活動の活性化を促す取り組み」（見晴台自治会） . . . 11
- 「小・中学生を中心とした福引きイベント開催！」（野幌代々木町花園自治会）
- 「自治会館の利用促進に向けて」（朝日町自治会） . . . 12
- 「LINE を活用した電子回覧及び連絡手段について」（大麻西町自治会）

防災について

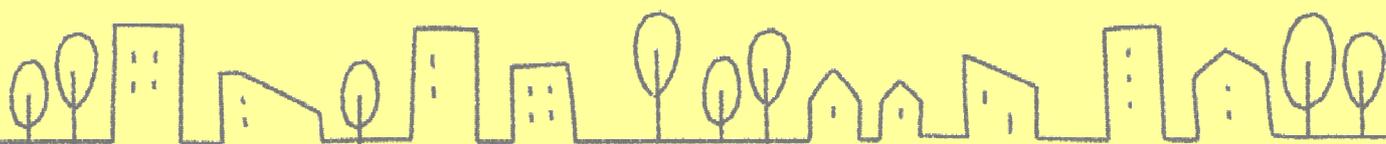
- 防災について . . . 13

自治会活動にかかわること

- Q & A . . . 14
- 自治会活動に関する補助金一覧 . . . 15
- 自治会活動にかかわる問い合わせ窓口 . . . 17
- お役立ちリンク集 . . . 19

資料

- 自治会とは . . . 20
- 江別市の自治会が抱える主な課題 . . . 21
- 江別市自治会連絡協議会について . . . 22



加入促進

1 自治会加入促進

自治会への加入を「自治会には入るのが当たり前」、「入らないなんてありえない」という考えを持ちながら勧誘していませんか？

未加入者が自治会へ参加しない3大理由



価値観の多様化やライフスタイルが変化している現代…

自治会役員の声かけの工夫が必要です！

自治会役員が改めて自治会の必要性を再確認し、未加入者に自治会はどんな活動をしているのか、自治会に入るメリットを知ってもらい、納得して加入してもらいましょう。

未加入者へのアプローチの方法

未加入世帯の把握

役員・班長と協力しながら、会員名簿を整理し、未加入世帯を把握しましょう。

加入へのきっかけをつくろう

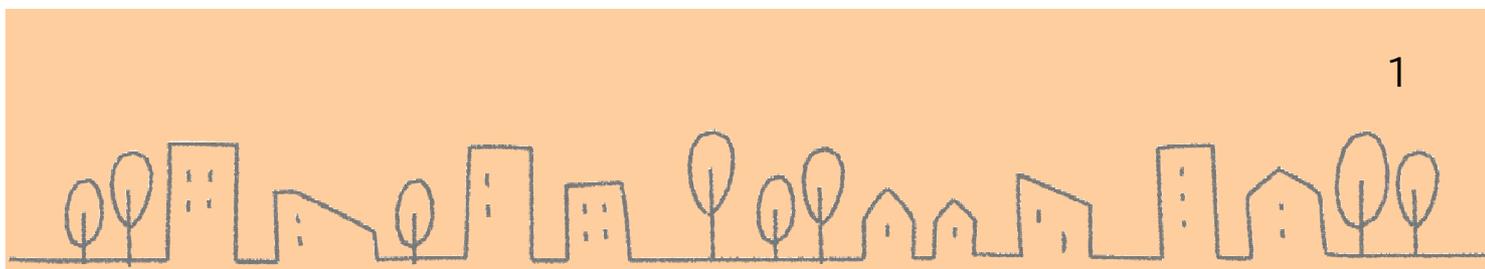
自治会のパンフレットや主催イベントの案内チラシを作成し、自治会を紹介するツールを準備することで、説明ができます。未加入世帯へ配布しましょう。

気軽に参加できるイベントを企画しよう

未加入者に、まずはイベントやちょっとした活動に参加してもらい、自治会のことを知ってもらいましょう。若い世代が求めていることを把握することも重要です。

自治会が必要とされる活動をしよう

イベントなどの参加者の年齢層を考えてみましょう。どの世代からも魅力だと感じられる自治会運営をしましょう。



加入促進

2 加入促進の進め方

戸建世帯で構成されている自治会、マンションで構成されている自治会、学生が住む割合が多い地域など、世帯の構成に合わせて加入を促す必要があります。

戸建住宅の場合



単身・2人（共働き）世帯

忙しく、時間の制約が多いため、チラシやSNSによる情報発信を行い、短時間でできるイベントや若い世代が参加したい活動を促しましょう。



子どもがいる世帯



高齢世帯

近隣住民との日頃の安否確認や災害時に協力しあえることがメリットと伝えましょう。

集合住宅の場合

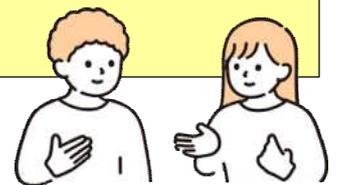
集合住宅の居住者は、自治会活動への関心が低くなりがちです。管理組合や販売会社と協力しながら加入促進を行きましょう。

管理組合・販売会社からマンションの契約者に対し、自治会加入へのはたらきかけを行ってもらうよう依頼しましょう。



ポイント

- 未加入世帯にも自治会加入チラシやイベントの案内などを配布し、共用部分にも掲示を依頼すると効果的です。
- 賃貸の場合は、販売会社に事前に自治会加入を条件に入れてもらえるか相談してみてもよいでしょう。



加入促進

学生・短期単身者の場合

学生や短期の単身者の場合、自治会活動に関心が低く、加入のきっかけがない、加入のための接触がなかなか難しい場合があります。

学生が自治会に加入しない理由

- × 自治会のことがわからない
- × 自治会からの勧誘や加入のきっかけがない
- × 負担が大きい
- × 自治会に入るメリットがない



○学生は、自治会費の割引等金額面の負担を考慮することで加入してもらうことも一つの方法です。

○自治会活動への参加は、できるときで良いことを伝え、負担感を取り除いてあげることも大切です。



自治会は地域の生活に必要な存在であることを伝えよう

自治会について、漠然と「面倒なもの」「煩わしい」などと思っている方が多くなっており、実際に『自治会がどういう役割を担っているか』を理解していない場合も増えてきています。

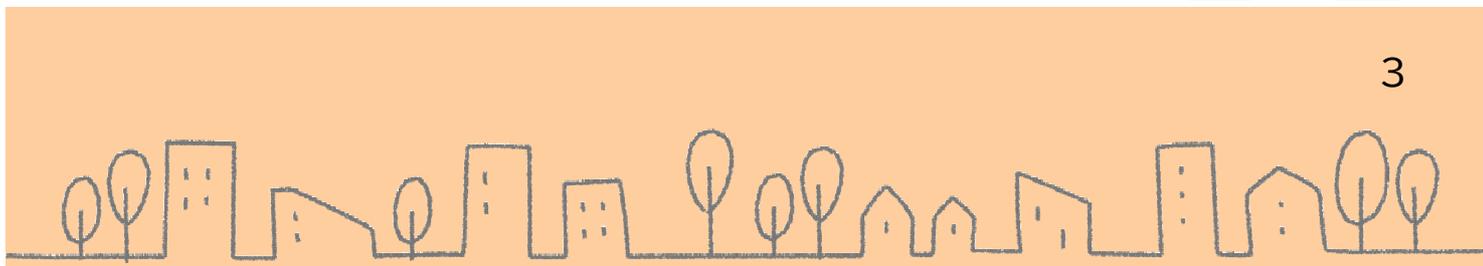
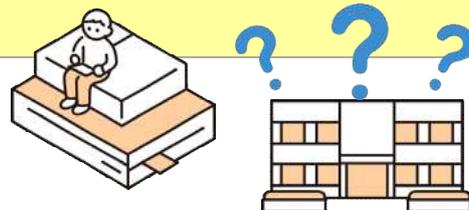
地域のみなさんが自治会とはどのような組織で、どのような役割を担っているかを知ってもらうことから始まると思います。周りに「自治会ってよくわからない」、「必要ないよね」という人がいたら、ぜひ「こんなことしてるんだよ」と伝えてみてください。「知っている」ことが活動への理解や関心に繋がると考えています。

◎もしも自治会が無くなってしまったら…

隣近所の人たちとの交流の場がなく、災害が発生してしまったときにお互いに助け合うこと（共助）をためらってしまうかもしれません。

また、ごみがポイ捨てされたまま、草が伸び放題、街を彩る花もない、防犯のための外灯もなく、暗く怖く清潔感のない雰囲気の街になってしまうかもしれません。子どもや高齢者を見守る人もなく、小さな子やお年寄りにとって危険な街になってしまうかもしれません。

地域のみなさんが「普通」に「当たり前」に心地よく生活するために、自治会はとても大切な役割を担っています。



加入促進

訪問の準備編

① 未加入世帯を把握・調査する

役員・班長に協力をしてもらい、未加入者世帯を把握しましょう。

② 訪問者、訪問のスケジュールを決める

- ・訪問は2人以上（女性も同行すると印象が和らぐため、話が進めやすくなります。）
- ・できるだけ夜間を避けましょう。
- ・説明時間は手短かに、長居しないようにする。
- ・不在時は、不在票のみ入れ、再度訪問する。

③ 説明・配布用の書類（チラシ）を用意する

- ・簡単な加入の案内文書や申込書
行事や取り組み、自治会費、役員の業務量などわかりやすいものがあると良い。
- ・直近の自治会広報誌
- ・江別市自治会連絡協議会で作成している自治会加入促進チラシも可。



訪問をしましょう



○共通の説明事項

- ・活動内容及び行事を説明
- ・自治会に加入するメリットを伝える。
- ・防犯灯の維持や自治会排雪等、生活にかかわるものが自治会で管理していることを伝える。
- ・ファミリー世帯には、子ども向けの行事や登下校の見守り活動等、子どもと地域とのつながりを活かした案内をすると興味を示してくれます。

〈入居前の場合〉

- ・建設時に、建築会社または管理会社と連絡を取り、入居者に自治会に加入してもらうようお願いしましょう。
(賃貸マンション・アパートの場合は、管理会社が一括で会費を徴収していることもあります。)

〈入居後の場合〉

- ・おおむね1ヶ月以内に説明・勧誘に伺いましょう。
- ・住みはじめて時間が経過している世帯には、夏祭りなどのイベント開催にあわせて勧誘してみましょう。

★訪問にあたっての注意事項★

☆ 無理に勧めないこと

自治会への加入は任意であり、強制的に勧誘することはできません。あくまで、お誘いであることを念頭におきましょう。(脱退時も同様です。)

☆ 未加入世帯の状況にあわせた勧誘を

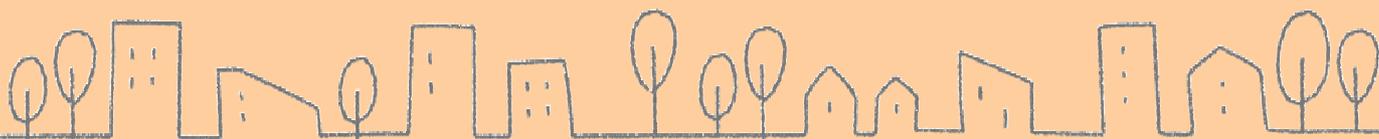
未加入者である理由もさまざまです。自治会に入りたいくない意志を持つ方もいれば、「入居後、すぐに加入したかったけど誰に声をかけたらよいかわからず入りそびれてしまった」という方もいます。お誘いする際には、十分に配慮をしながら声かけをしましょう。

☆ 活動内容を具体的に示す

活動内容や運営のルールなど未加入者に対して具体的に示しましょう。チラシなど渡すときには、誰でもわかるような内容で記し、しっかり説明しましょう。加入後、役員を依頼するときも同様です。

☆ 個人情報にも注意を

世帯カードの作成や加入のお誘いの際に、プライベートな質問はしないよう注意し、個人情報の取扱いについてもあらかじめ伝えておくとうれしいです。



加入促進

訪問時の質問想定・回答例

Q

自治会とは何ですか？

A

自治会は「同じ地域に住んでいる人々が、その地域での生活を自分たちでより良く、豊かなものにするために、自主的に運営している任意団体」です。

困った時に「助けて」と言い合える、地域の安全網、一人で抱え込まないための「保険」とも言える、持っている则安心なネットワークです。

※重要性やその役割については、p3下段を参照。



Q

役員（班長）ができないので、自治会に加入できない（したくない）です。

A

自治会によって異なりますが、輪番制で役員を交代しているところもあります。

役員をすることが難しい事情は、人それぞれあると思いますが、初めての方でも、周りの役員がサポートしますので安心してください。

ご家庭のことも優先しながら、できるときに自治会活動も行ってもらえたらと思います。

Q

自治会に加入しなければペナルティがありますか？

A

加入が義務づけられているものではありませんので、ペナルティはありませんが、防犯灯の維持・管理や自治会排雪など自治会費で地域の生活を支えています。子ども・高齢者の見守り活動や非常時の対応など、地域の安全・安心をつくるために重要な役割を担っています。



Q

自治会に加入しないとゴミは出せないのですか？

A

ゴミステーションを自治会で管理している地域もあれば、近隣の数世帯で管理している地域もあります。

ゴミ捨て場が荒れると、カラスが集まったり臭いが出ますので、この綺麗な環境を維持するためにもぜひ力を貸してくださいと伝えましょう。



加入促進

訪問時の質問想定・回答例

Q

市と自治会ってどんな関係？

A

自治会は、市にとって「地域課題の解決や協働のまちづくりを進めるための重要なパートナー」です。上下関係ではなく、お互いの得意分野を活かして住みよい街を作る協力体制にあります。

自治会が、行政では手が届きにくい現場の細かい活動を行うことにより、地域の安全や美観が保たれています。子どもからお年寄りまで誰もが安全・安心に暮らせる街づくりには、その地域に住む人たちが力を合せて取り組む自治会活動が重要な役割を果たしています。

Q

会費は何に使われているんですか？

A

お金に関することは、皆さん非常にシビアになるところです。

『無駄なことに使われているのでは』と疑う方も中にはいますので、「防犯灯の電気代や設置費」「子どもの行事や祝い金」「花壇整備の花苗代」など具体的にわかりやすい事例を紹介するようにしましょう。



★勧誘ポイント「江別は子育て世帯の転入が増えています！」

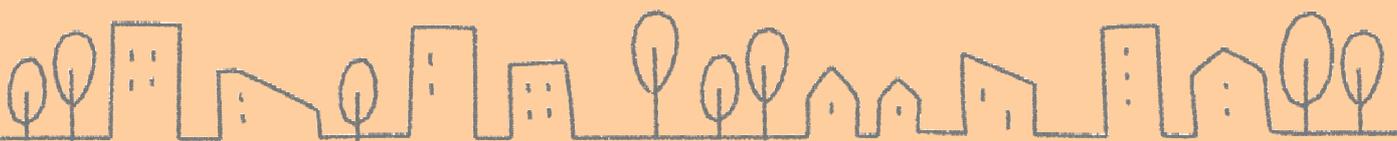
全国的に少子高齢化が進む中、総務省の住民基本台帳人口移動報告によりますと、江別市の1年間の年少人口の転入超過数は、平成30年から令和6年まで、全国の市町村の中で7年連続で20位以内を維持しています。ご近所に移り住んできた方が、20～40歳代の子育て世帯であることも多いと思いますので、子どもと一緒に自治会活動に参加してもらうよう誘ってみましょう！

◎自治会で子育て世帯に人気のある行事（各自治会によって実施状況は異なります）

- ・夏祭り
- ・盆踊り
- ・クリスマス会
- ・ラジオ体操
- ・入学祝い、出産祝い



東野幌本町第一自治会等の盆踊り・クリスマス会の様子



加入チラシ・不在票例

加入チラシと不在票の一例です。加入チラシには、活動内容や問い合わせ先なども記載しましょう。
※加入チラシは、下記のほか複数の種類があります。それぞれ市ホームページでダウンロードできます。
ご自由にお使いください。



←様式のダウンロードはこちら

加入チラシ

～自治会に入りませんか？～

〇〇〇自治会

自治会とは、住民のみなさんがより安全で快適に暮らすために協力しあう住民組織です。
できることから、地域のつながりに参加してみませんか？
〇〇〇自治会では以下のような活動をしています！！

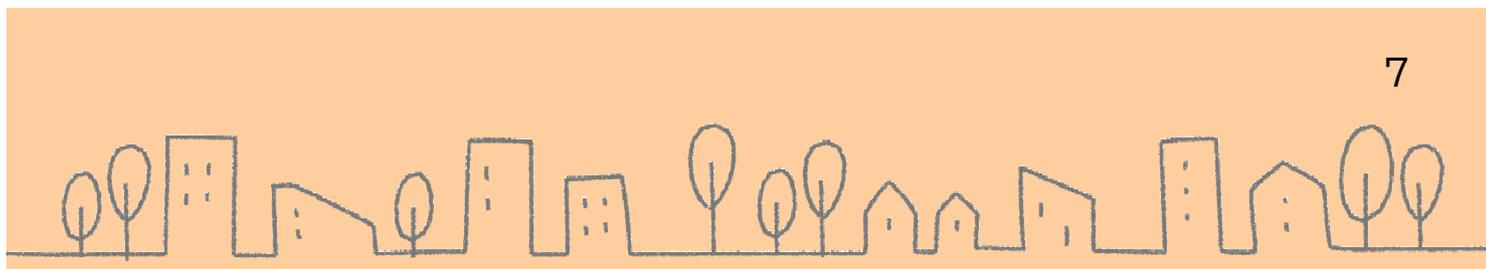
《防犯・見守り》 ・防犯灯の維持管理 ・登下校の見守り 交通安全運動	《地域交流》 ・夏祭り ・ラジオ体操 ・各種親睦会
《環境整備》 ・地域清掃 ・ゴミステーション維持管理 ・自治会排雪	《情報共有》 ・広報えべつの配布 ・市からのお知らせの回覧

WEB 申込みはこちら→  【お問い合わせ先】
〇〇〇自治会 会長 〇〇 〇〇
電話: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 メール: 〇〇〇〇@〇〇〇.〇〇

-----きりとり-----

自治会加入申込書

住所	
フリガナ	
氏名	
電話番号	



個人情報

1 自治会の個人情報

「個人情報」とは

生存する個人に関する情報のことをいいます。名前や住所、電話番号などの特定の個人を識別できる情報です。

「個人情報保護法」とは

個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報を適切に扱えるようにするためのルールを定めた法律です。平成17年4月に施行されました。

自治会における個人情報

平成29年5月30日に施行された改正個人情報保護法により、自治会・町内会を含むすべての事業者（団体）に個人情報保護法が適用されることとなりました。

会員名簿などを取り扱う自治会は、個人情報保護法のルールに沿った情報の利用・管理が求められます。

2 個人情報の取り扱い

取り扱い4つのルール

1 会員へ知らせる

個人情報を取得・利用する目的や管理方法を会員に周知する。
すでに取得した個人情報については、年1回程度、総会や回覧等で利用目的を通知する。

2 本人の同意を得る

氏名・住所・生年月日・電話番号などの個人情報を取得する際は、利用目的を会員本人に伝え、同意を得る。



3 管理の体制

取得した個人情報の取り扱いルールを決め、文書にして（会則や規約に盛り込む等）周知する。
会員が理解し、安心して情報提供できるよう管理方法は明確にする。

4 個人情報の紛失や漏えい等の対応

万が一、個人情報の漏えい等が起きた場合に備え、迅速に対応できるよう連絡体制などを整えておく。

個人情報のことで
困ったら…



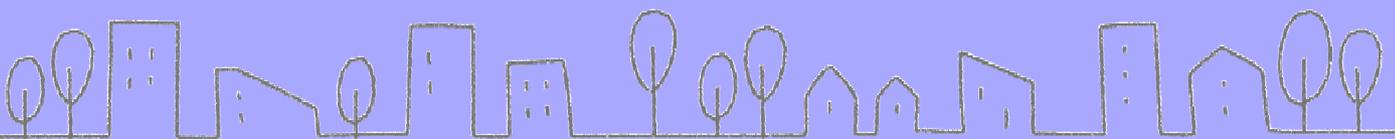
個人情報保護法相談ダイヤル
(個人情報保護委員会)

電話番号：03-6457-9849
受付時間 平日 9:30～17:30
(土・日・祝・年末年始休み)

個人情報保護委員会
ホームページ



個人情報保護委員会
動画チャンネル



個人情報

個人情報の管理・利用・廃棄

管理

個人情報を取り扱う担当者または責任者と保管場所を決める。

- 個人情報は鍵のかかる場所で保管し、盗難や紛失を防ぐ。パソコンのデータにはパスワードを設定しましょう。
- いつまで情報を保管するのか、期間等ルールを決めておく。



利用

個人情報を得た際に本人に伝え、利用目的の範囲内で活用する。

- 個人情報を利用目的以外で使用する場合は、改めて本人の同意を得る。
- 第三者から情報提供の依頼があった場合、あらかじめ本人の同意を得る。(法令上の例外を除く)あわせて、情報の提供先や日付などの記録を残す。

廃棄

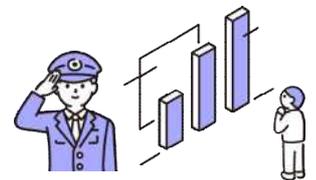
不要になった個人情報は、復元できないように廃棄する。

- 書類ははさみ等で裁断して廃棄する。
- データの個人情報は、パソコンのゴミ箱に入れるだけでなく、復元できないように完全に消去する。
- 本人より個人情報の廃棄依頼を受けた際は、遅滞なく適切な方法で廃棄する。

自治会個人情報Q & A

Q 第三者に個人情報の提供を求められた場合、本人の同意が不要となる「例外」とはどのような場合ですか？

- A**
- 法令に基づく場合（警察・裁判所・税務署などからの法的要請）
 - 人の命や財産を守るために緊急を要する場合（急病・事故・災害時など）
 - 公衆衛生や児童の健全な育成に不可欠な場合（感染症対策・虐待防止など）
 - 国や自治体の公的な事務に協力する必要がある場合（税務調査・統計調査など）

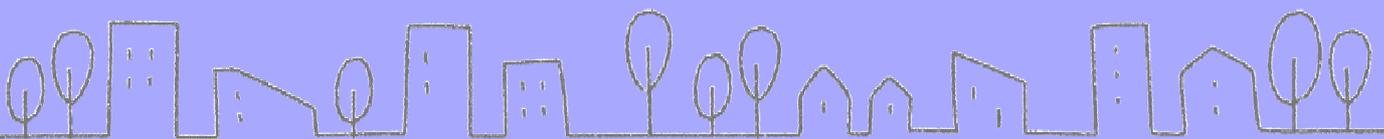
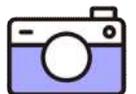


Q 入会申込書をもらうときに、性別や生年月日、緊急連絡先などを聞きたいのですが問題ありませんか？

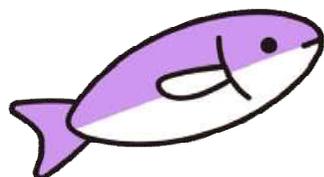
- A**
- 活動に必要な範囲で、利用目的を伝え、たうえで取得しましょう。その際、あくまで「任意」であることを伝え、本当に必要な項目だけを取得するのがルールです。

Q イベント時に撮影した写真を会報に載せたいが、どのようなことに注意すればいいですか？

- A**
- 撮影と掲載を事前に知らせて同意を得ましょう。個人が特定できる写真は個別の確認や加工を行い、掲載を希望しない方にはその方が写らないよう撮影するなど、配慮することが大切です。



活動事例紹介 (令和8年1月にお寄せいただいた情報です。)



自治会活動の活性化を促す取り組み 初の試み! 「マグロ解体ショー」

(見晴台自治会)



見晴台自治会では、会員の高齢化が進む中、“子どもの笑い声が聞こえるふるさとづくり”を活動の基本に据え、これまでの自治会行事を見直し、子どもや若い世代が参加しやすい内容に工夫を加えています。

新年交流会も、これまで、大人のための参加でクイズやカラオケといった内容が続き、参加者も固定化していました。そこで、子どもの参加も可能で、みんなで楽しめるものにと考え、「マグロの解体ショー」を取り入れることにしました。

結果、初めて自治会館に来たという会員や子どもと親で、170名を超える参加を頂き、「来て良かった。」といった感想を聞くことができました。



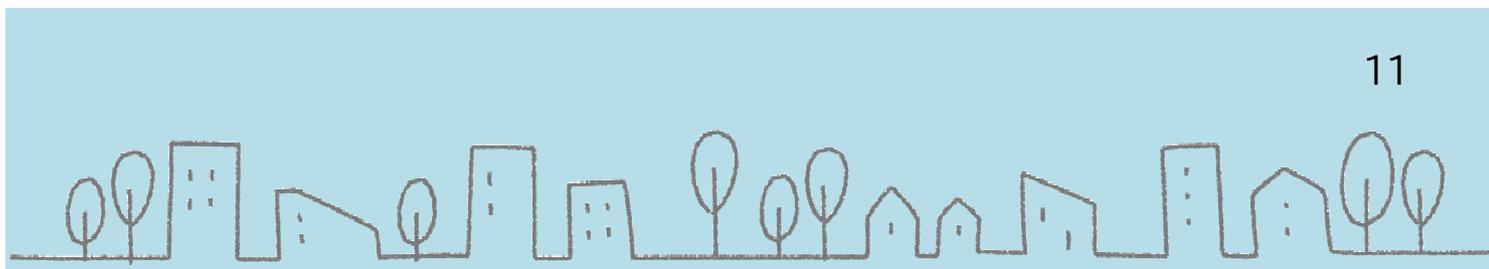
小・中学生を中心とした 福引きイベントを開催!

(野幌代々木町花園自治会)

毎年8月に、全自治会員を対象に事前に福引き券を配布し、当日に公園に集まってもらい景品と引き換えるイベントを行っています。(引換率は85%程度!)

野幌代々木町花園自治会は、世帯数がそれほど多くはなく、高齢者の世帯が多い自治会ですが、子どもが以前より少し増えました。そのため、役員間で高齢者中心のイベントを行うのではなく、子どもに楽しんでもらえるようなことをやりたいと考え、福引き・花火のイベントをやっています。

中学生4名に「子ども委員」になってもらい、役員の協力も得ながら中学生がメインとなって、福引きのプレゼントを考えたり、当日の受付業務を担当しています。



活動事例紹介 (令和8年1月にお寄せいただいた情報です。)



自治会館の利用促進に向けて

(朝日町自治会)

現在の朝日町自治会館は、平成22年に市の土地をお借りして建設しました。敷地面積が狭いため、江別市では珍しい2階建ての会館です。

1階は談話室(16名程度収容)と厨房室、トイレは2室で、2階は会議室(35名程度収容)です。

自治会会議以外の利用は、自治会員が運営する「そろばん教室」が毎週、江別太小と江陽中のPTAで構成されている「おやじの会」や小学校のクラブ活動(ドッジボール2団体・合唱団)の父母会の会合です。

昨年春に、近年の猛暑対策で1階と2階にそれぞれエアコンを設置しました。利用者からは好評を得ています。

パークゴルフの会議や懇談会も開催され、昨年は初めて「ハロウィンパーティー」を40名の親子で楽しみました。



LINEを活用した電子回覧及び連絡手段について

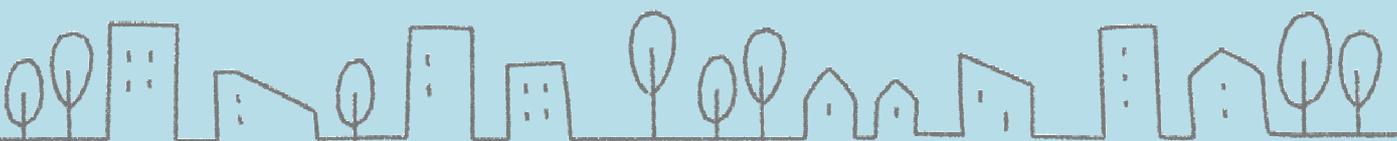
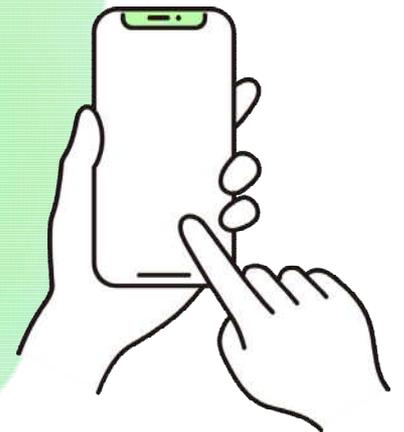
(大麻西町自治会)

令和4年12月から試行し令和7年7月より、LINE公式アカウントを活用して電子回覧の運用を始めました。

令和7年10月現在で363世帯中207世帯が登録しています。(57%)

自治会広報誌「西町だより」の配信を中心に、市からのお知らせや学校だよりなどの配信を行っています。LINEが使えない方がいるため、LINE回覧と文書回覧の2系統にて回覧を実施しています。

また、役員で構成されている幹事会の連絡もLINEグループを作成し、毎月の幹事会以外での「連絡」「お願い」「相談」等LINEへの投稿により、自治会のイベントの打合せなど都度集まる必要がなくなり、効率的に自治会運営を進めています。



防災について

1 防災対策の三要素「自助」「共助」「公助」とは？

区分	役割・考え方	説明
1 自助	自分の命は自分で守る (防災の基本)	まずは自分と家族を守ることです。災害が発生した直後は、行政や公的な救助がすぐに来られない場合があります。まずは一人ひとりの備えが命を守ります。
2 共助	地域・隣人と助け合う (地域コミュニティでの協力)	大きな災害では、自治会など近所同士の助け合いが大きな力となります。阪神淡路大震災などの過去の災害において、「近所の方の助けにより、多くの方が救出・救助された」ことが記録されています。
3 公助	公的機関による支援 (市役所・消防・警察など)	市や、消防・警察・自衛隊などの公的機関が行う支援になります。災害発生直後は、被災者支援のための人員や資源が十分ではないため、対応に時間がかかることが考えられます。

2 共助の制度『避難行動要支援者避難支援制度』

これは、災害が発生したときに何らかの理由により自ら避難することが困難で、避難行動の際に支援を必要とする「避難行動要支援者」の方たちを支援する制度です。

1 避難行動要支援者ってどんな人？

例えば、在宅で、身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳A判定の方、要介護3以上の方、その他、災害時にひとりで避難することが難しい方が対象となります。

こうした要支援者の方々が迅速かつ安全に避難をするためには、自治会、民生委員・児童委員など地域の住民組織の避難支援体制を充実させることが必要不可欠です。

2 名簿の提供

市では、平成21年から要支援者の情報をまとめ(要支援者の中で個人情報自治会等の避難支援関係者に提供することについて同意された方)、その情報を支援組織(自治会や民生委員のほか、消防・警察などの支援する方)に提供(※)し、避難支援体制づくりを進めています。

具体的には、災害が発生したとき、支援組織の方々には自分自身と家族の命を最優先に対応したあと、無理のない範囲で要支援者の安否確認や救出・救助活動、避難支援の協力を行っていただくことをお願いしています。

※制度への協力を了承し、個人情報の管理などを定めた規約や誓約書、覚書などを市に提出いただいている自治会(協力自治会)にのみ名簿の提供をしています。

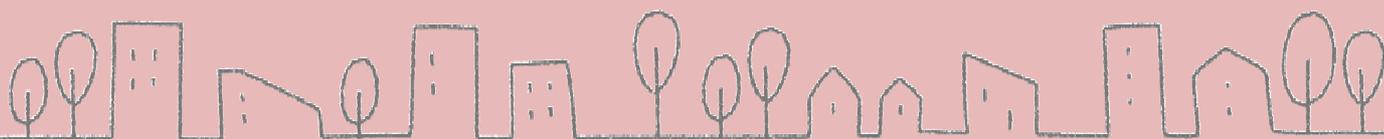
★出前講座も実施しています！

「防災・減災のはなし」や「避難行動要支援者避難支援制度」に関する出前講座を実施しています。危機対策・防災担当まで。

担当:総務部危機対策・防災担当

電話:011-381-1407

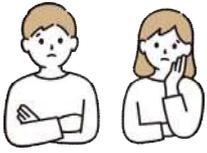
メール:kikitaisaku@city.ebetsu.lg.jp



自治会活動にかかわるQ & A

Q

仕事や介護で役員会を欠席する方が増えています、どうしたらいいですか？



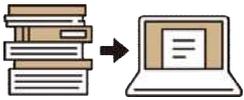
集まらなくても、WEB会議やSNS等を活用して、進捗状況の確認や情報共有をすることで、対面会議を減らし負担を軽減する自治会も増えています。
こうした工夫をすることで、事情により会議には集まれないけれども、意見を出すことや、理解を得ることができている事例もあります。

A



Q

デジタル化を進めたいのですが、どこに相談したら良いですか？



公式LINEを活用したい、役員間でグループチャットでのやり取りをしてみたいなどの希望がありましたら、個別の相談対応も行っておりますので、自連協事務局（市民生活課内）へご相談ください。

A



Q

自治会内でトラブルが発生した時にどこに相談したら良いですか？



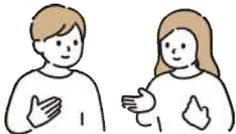
市では、弁護士による無料法律相談（要予約）を行っております。その他、内容により相談先をご紹介しますので、まずは市民相談所へご連絡ください。
（p18を参照）

A



Q

自治会の課題解決のために、何から取り組んだら良いですか？



令和7年えべつ地域活動運営セミナーにて、講師の株式会社KITABA 酒本代表から、自治会の活性化に向けて講話があった中で、①多世代による運営②ニーズに対応した活動③参加のハードルを下げる④デジタルの活用の4点を進めることが大切だというお話がありました。

また、こうした取組みを進めるうえで、「会員向けのアンケートを実施し、事業の改廃や活動に協力してくれる会員の方を発掘した」といった事例の紹介がありました。

参考として、アンケート様式の例をご提供いただきましたので、ご興味のある方は、自連協事務局（市民生活課内）へご連絡ください。

A



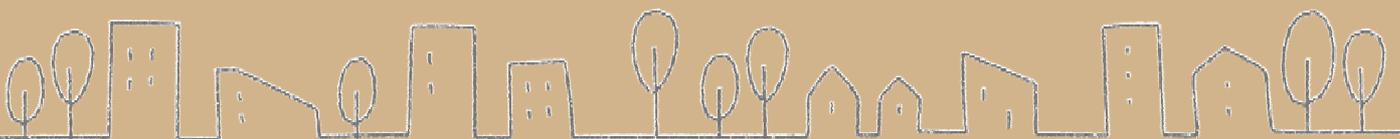
Q

活動中にケガをしたり、物を壊した場合はどうなりますか？



各自治会で保険の加入先は任意ですが、自連協では北海道町内会連合会共済をご案内しており、役職及び個人加入ともに、一人年間200円の掛金で加入することができます。詳しくは、自連協事務局（市民生活課内）へ。

A



自治会活動に関する補助金一覧

市や社会福祉協議会では、自治会活動等を円滑に進めていただくために、各種補助金制度を設けています。下記のとおり、申請期間が近づきましたら、ご案内をお送りしますのでご確認ください。

補助金案内期間

案内時期	届く通知	対象となる事業
3月上旬	年度当初の一括案内	①自治会活動費補助金 ②自治会防犯灯維持補助金 ③自治会防犯灯設置費補助金 ④自治会館運営補助金 ⑤自治会館建築補助金
4月中旬	事業別の案内	①愛のふれあい交流事業助成金
6月上旬	事業別の案内	①資源回収奨励金(1回目)
9月頃	来年度の準備に向けた案内	①自治会防犯灯設置費補助金(来年度新規設置分) ②自治会館建築補助金(来年度計画分)
10月下旬	事業別の案内	①花のある街並みづくり事業補助金
12月上旬	事業別の案内	①資源回収奨励金(2回目)

資源回収奨励金

担当：廃棄物対策課
減量推進係

☎ 383-4211

自治会などの各団体が地域活動の一環として、各家庭の協力のもと、資源物を決まった回収日・場所に集め、回収業者に売却する制度です。

この奨励金は、自治会などの各団体が行った集団資源回収の実績に基づいて交付するものです。

花のある街並みづくり 事業補助金

担当：江別市民憲章推進協議会
(事務局：環境課 自然環境担当)

☎ 381-1046

まち全体を花で飾り、明るく潤いのあるまちづくりを目指す「花のある街並みづくり運動」を積極的に推進していくため、自治会等が行う環境美化活動に関する花苗の購入代金を一部助成し、斡旋を行っています。

また、花苗斡旋を利用せずに、花のある街並みづくり運動にご参加いただいた場合も、花植え活動及び肥料購入の費用に充てていただくための助成を受けることができます。

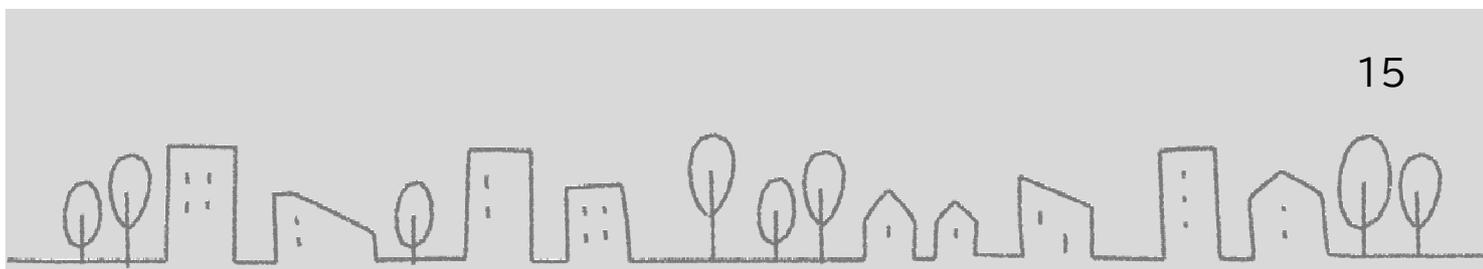
愛のふれあい交流事業助成金

担当：江別市社会福祉協議会

☎ 385-1234

高齢・障がい・疾病などの世帯が住み慣れた場所で馴染みの人たちに囲まれながら健康で安心して暮らすことを目的とした地域での助け合い活動を支援する事業です。

この事業は、ひとり暮らし高齢者等への安否確認を目的とした「愛のふれあい活動」と、愛のふれあい活動対象者や地域高齢者、障がい者との交流を促進し閉じこもりの防止を図る「地域交流の集い活動」の2つの活動の助成金があります。



自治会活動に関する補助金一覧



以下の補助金の担当は、市民生活課 ① 381-1018

自治会活動費補助金

自治会が実施する様々な事業を対象に自治会活動費補助金を交付します。

この補助金は次の2種類で構成されています。

<地域自治活動事業>

自治会が前年度実施した事業数によって、自治会加入世帯一世帯あたりの補助金を決定します。

<市政協力事業>

市の広報誌「広報えべつ」の配布及び回覧などを通じた市が実施する事業の周知、各種調査等への協力に対する補助金です。

自治会防犯灯維持費補助金

自治会防犯灯の維持管理に係る経費への補助を行うもので、自治会等ですでに支払いが終わった、前年1年間の電気料金の60%を補助します。

自治会防犯灯設置費補助金

自治会で管理している防犯灯が以下の場合、補助します。

- ①新規設置
- ②水銀灯等からLED灯への交換
- ③故障したLED灯の交換・修繕

※故障していないLED灯を更新する工事は補助対象外です。

自治会館運営補助金

地域の生涯学習の場として、自治会館を所有、活用している自治会に対して、自治会館の維持管理を支援するための補助金です。

自治会館等建築補助金

地域住民の福祉の増進として地域活動の育成を図るため、自治会等が自己資金によって自治会又は老人集会所を建築した場合にその費用の一部を補助します。(新築・増築・改築・修繕・解体)



市民生活課所管の補助金の申請方法をまとめた「補助金まるわかりブック」はこちら →



自治会活動にかかわる問い合わせ窓口



自治会活動に関すること

担当：市民生活課
(江別市自治会連絡協議会)
① 381-1018

自治会の活動や防犯灯、自治会館等に関する補助金を交付しています。また、市からの自治会回覧に関してお問い合わせがありましたらご連絡ください。



交通安全に関すること

担当：市民生活課交通防犯担当
① 381-1093

交通安全・防犯用品のあっせんをしています。また、市が所有する交通安全用品の貸し出しの申請や、電柱巻付標識の取付けを検討の際はご連絡ください。



ゴミステーションに関すること

担当：廃棄物対策課
① 383-4217 (環境事務所)

ゴミステーションを新設、移動、廃止する際は、利用者間での話し合いののち、2週間前までにご連絡ください。



集団資源回収に関すること

担当：廃棄物対策課
① 383-4217 (環境事務所)

市の資源物収集とは別に、家庭から出る資源物を自治会ごとに決めた回収日に集めています。奨励金の申請などについてはお問い合わせください。



広報えべつに関すること

担当：広報広聴課
① 381-1009

「広報えべつ」の送付先や部数に変更があった際はご連絡ください。また、市ホームページからも変更を受け付けています。



民生委員に関すること

担当：健康福祉部管理課
① 381-1090

お近くの民生委員・児童委員がわからない場合や、委員に関するお問い合わせがありましたらご連絡ください。



公園利用申請に関すること

担当：都市建設課公園係
① 381-1045

公園でイベントを行う際には許可申請が必要です。内容によっては許可できない場合がありますので、一度お問い合わせください。



防災に関すること

担当：危機対策・防災担当
① 381-1407

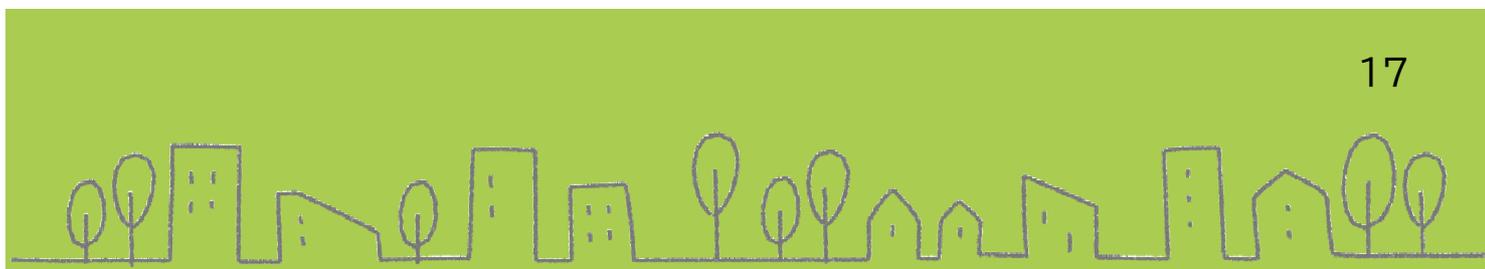
自主防災組織の設立や避難行動要支援者避難支援制度、防災訓練など、防災に関してお問い合わせがありましたらご連絡ください。



除排雪に関すること

担当：雪対策課
① 383-5900 (土木事務所)

生活道路の排雪のため、自治会に対し「排雪用ダンプカー(運転手付き)」と「排雪用ロータリー車(運転手は別)」の無料貸出を行っています。



自治会活動にかかわる問い合わせ窓口



ハチの巣、害虫、鳥獣に関すること
担当：環境課
☎381-1046（環境事務所）

ハチの巣や害虫、鳥獣などに関してお困りごとがありましたらご連絡ください。



花壇の整備に関すること
担当：環境課
（江別市民憲章推進協議会）
☎381-1046（環境事務所）

参加自治会に対し、花苗を斡旋し花苗代を一部助成します。このほか花植え・水やり活動支援のための「活動協力金」と、肥料の購入費用として「肥料助成金」を助成します。



道路に関すること
担当：道路管理課
☎383-5900（土木事務所）

市道や街路灯の損傷箇所などを発見されましたらご連絡ください。また、江別市公式LINEアカウントから24時間通報ができます。



愛のふれあい交流事業
担当：江別市社会福祉協議会
☎385-1234

実施自治会に対し、「愛のふれあい活動」と「地域交流の集い活動」の2つの活動の助成を行っています。

出前講座

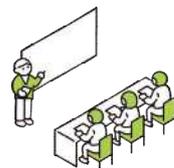
江別市では、市政に関する事業や手続きなどを職員が分かりやすく解説する「出前講座」に加え、市民活動団体が専門知識を活かして講演を行う「市民活動団体版出前講座」を実施しています。

出前講座メニューは、市のホームページや公共施設で配布しているメニュー表からご確認ください。ぜひお気軽にご活用ください！

● 講座メニューや申し込みはこちら →



江別市出前講座



市民活動団体版出前講座

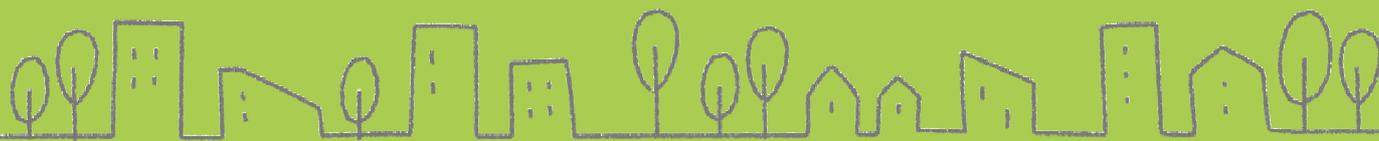
申込・問合せ先

- 市出前講座：各担当課へ ※希望日の3週間前までに
- 市民活動団体版出前講座：江別市民活動センター・あいへ（☎374-1460） ※希望日の1ヶ月前までに



活動中に困ったことがあったら・・・

江別市では、弁護士による無料法律相談を月2回行っています。（要予約）
お困りごとがありましたら、市民相談所へ（☎381-1021）



お役立ちリンク集

自治会活動のリンクまとめ

江別市の自治会についてや自治会活動をするための情報がまとまったページです。

- 江別市の自治会活動について
- 自治会活動に関する書類のダウンロード
- 自治会排雪スケジュール

江別市役所ホームページ

<https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/life/1/12/56/>

など



自治会の情報は
こちら

江別市自治会連絡協議会

自連協からのお知らせや過去の自連協だより、自治会回覧を閲覧できるほか、自治会への加入を希望する方が入力する加入申請フォームなどがあります。

江別市自治会連絡協議会ホームページ

<https://chezrokuri.city/jitikai/>



💡 江別市の情報をチェック！

江別市公式LINEで便利な情報を配信中

必要な情報を選んで、気軽に受け取れます！

- 防災・気象情報
- 子育て
- 防犯・不審者情報
- イベント
- 除排雪情報
- ごみ収集のお知らせ

など



新規登録の方は
上記のQRコードから

登録済の方へ

受け取る情報は「総合メニュー」の「受信設定」から変更できます。



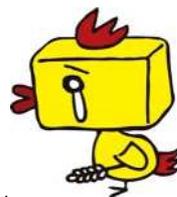
Instagram

江別シティプロモート

美味しいお店やイベント情報、暮らしの様子など、『江別市のいま』を写真でお届けします。



@ebetsucity

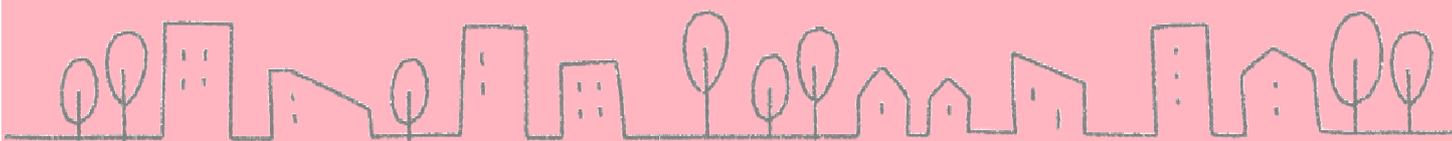


江別市イベントカレンダー

月を選択すると、その月に開催されるイベント一覧や、イベントの詳細を確認することができます。

江別市役所ホームページ

<https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/calendar/>



資料：自治会とは

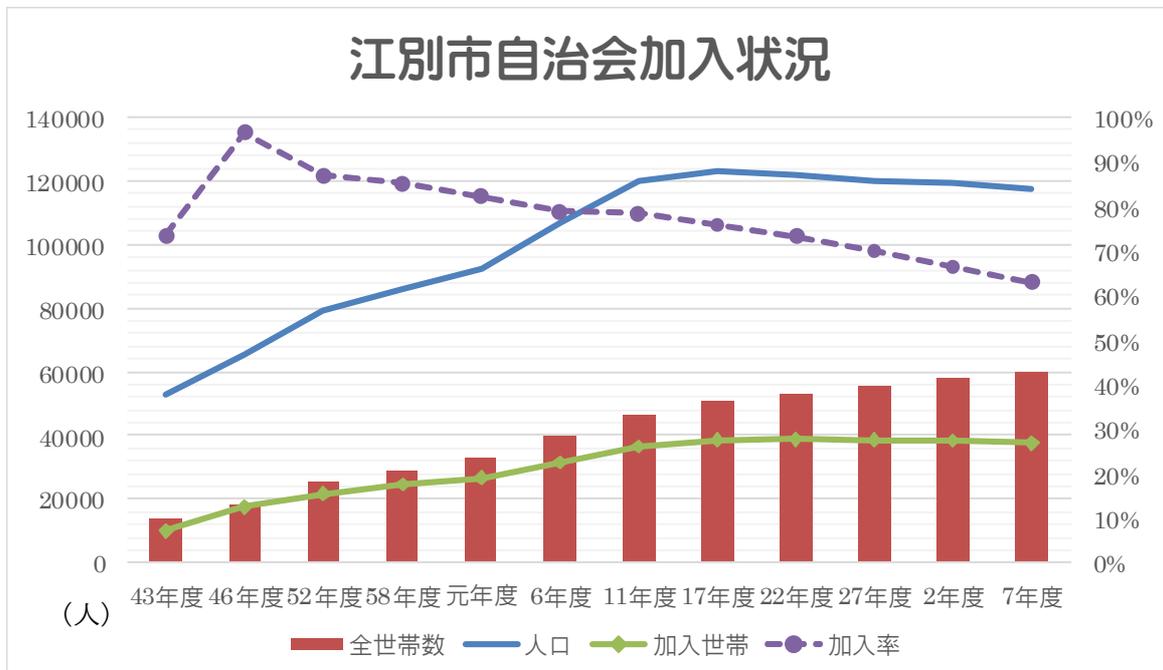
自治会は、同じ地域に住んでいる人々が、その地域での生活を自分たちでよりよく豊かなものにするために、自主的に運営している任意団体です。

江別市の自治会は、江別地区 53、野幌地区 47、大麻地区 62、合計 162 の自治会があります。（活動休止中の自治会含む。）

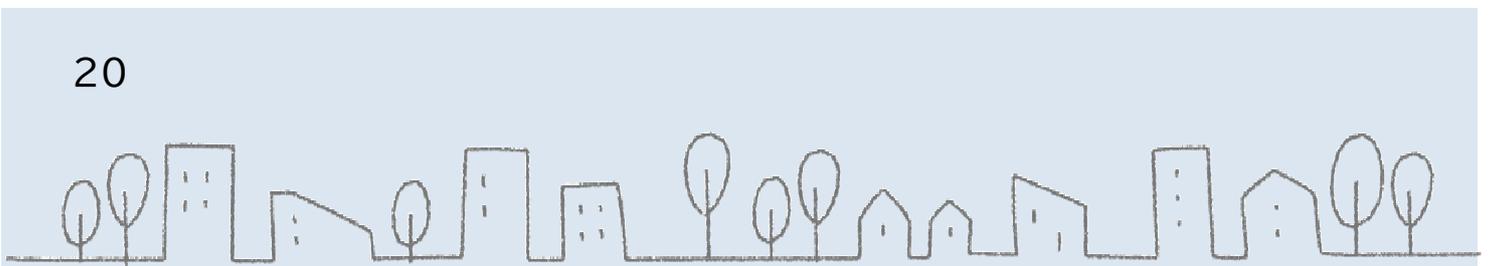
江別市の自治会加入率は、令和 7 年 4 月現在で 63.0%です。昭和 46 年度の 96.6%をピークにその後ゆるやかに低下し、平成元年度には 82.2%となりました。自治会に加入している世帯数は、平成 17 年度以降、ほぼ横ばいになっています。しかし、平成 20 年 4 月に導入された後期高齢者医療制度により、同じ建物に住む世帯が分離する世帯分離の進行や、集合住宅等に居住している単身世帯の増加などにより、市内の全世帯数が増加しています。

この世帯数の増加が、自治会加入率の割合が低下している要因の一つと考えています。

近年では、令和元年に 15 年ぶりの人口増となったことや、平成 30 年から 7 年連続で 0 歳から 14 歳の転入超過数（転入の差し引き）が全国 20 位以内となるなど、将来の江別市を担う若い世代が多く転入してきている今こそ、地域の発展や安全安心のため、自治会活動を推進し、地域の住民同士で支え合う基盤を作っていく必要があります。



	昭和46年	平成元年	平成17年	令和7年
人口 (人)	65,420	92,316	123,167	117,516
全世帯数 (世帯)	18,218	32,575	50,926	59,616
加入世帯数 (世帯)	17,604	26,783	38,623	37,581
加入率 (%)	96.6%	82.2%	75.8%	63.0%



資料：江別市の自治会が抱える主な課題

(1) 自治会員および自治会役員の高齢化

江別市が令和3年度に実施した市内自治会に対するアンケート調査結果をみると、「会員の中で高齢者（65歳以上）の割合が50%を超える自治会」が31.5%、「役員の平均年齢が60代以上の自治会」が76.3%となっています。

少子高齢化の流れだけでなく、自治会への関心が希薄になり、隣近所や地域での繋がりを必要としない“自治会離れ”が進行していることも要因であると考えています。

(2) 会長・役員等の担い手不足

自治会アンケートの調査結果をみると、「後継者がおらず引き続き会長をしなければならない」自治会が41.6%、「役員等の担い手が不足している」自治会が78.1%となっています。長年の課題であり、各自治会が解決に向けて様々な取り組みを講じていますが、なかなか解決とは至っていない状態です。担い手不足が起きる要因として、前述同様“自治会離れ”の進行や、役員等の業務が負担であり、仕事をしている人が引受けづらい状況であることなどがあげられます。

(3) 自治会への加入促進

自治会アンケートの調査結果をみると、自治会への加入促進について約半数の自治会で課題を抱えていることが分かりました。

また、自治会に入会しない理由として、「活動に興味がない」や「活動が億劫だ」が多く、“自治会の必要性”を感じていない人が増えていると考えられます。

○これからの課題解決に向けて

①地域住民の皆様に、自治会の必要性を再認識してもらうこと

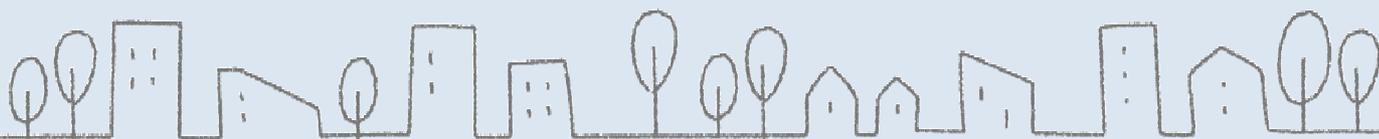
②自治会活動の負担を軽減すること

が必要になっています。市や自連協では、こうした課題解決にむけて、各種研修会（自治会役員の負担軽減策、デジタル化など）の開催や、3地区の交流を図り意見交換を行うほか、先進事例視察を行い工夫した取り組みについて研究を行うなど、取り組みを進めています。

○自治会は『協働のまちづくり』の精神が息づく、まちにとって重要な組織

普段の生活で、多くの市民が『協働のまちづくり』に参加しているにも関わらず、協働であるという認識がない人が多いことが、市民アンケートで分かっています。花壇整備や登下校の見守りなど、日頃の自治会活動がまさに「市民協働」であり、まちづくりの根幹を支えています。

そのため、自治会は、行政によって組織されたものではなく、行政と協力し合いながら、「自分たちのまちは自分たちでつくっていく」という『協働のまちづくり』の精神が息づいている、まちにとって重要な組織です。



資料：江別市自治会連絡協議会について

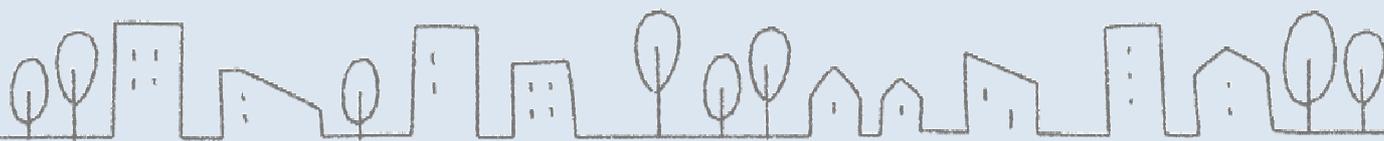
「江別市自治会連絡協議会」は、自治会相互の連携を図りながら、市全体として住みよいまちづくりを進めていくために、市内の単位自治会・地区連合会からなる組織です。

具体的な活動として、江別・野幌・大麻の各地区から役員を選出し、総会や正副会長会議・理事会議等で市に対し、市内自治会の意見を伝えることや、市からの報告事項、協力依頼等について議論を行うことで、自治会と行政をつなぐ重要な役割を担っています。

また、自連協と単位自治会には、上下の関係があるように思われがちですが、そうではありません。あくまで単位自治会が存在するうえでの連合組織ですので、単位自治会の自主性・独立性が損なわれることのないよう留意して活動を展開しています。

【組織図】

構成及び地域情勢（令和7年4月1日現在）





自治会活動・運営 お役立ちマニュアル

編集・発行 江別市自治会連絡協議会・江別市
〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地
江別市自治会連絡協議会事務局（江別市市民生活課内）
TEL : 011-381-1018 | FAX : 011-381-1070
Email : shiminseikatsu@city.ebetsu.lg.jp